2026年8月15日

## 令和８－１

一般社団法人に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№１］）

ア．一般社団法人の理事が二人以上あるときは，定款に別段の定めがない限り，一般社団法人の業務に関する行為について，全ての理事が共同してその権限を行使しなければならない。

イ．定款により一般社団法人の代表理事の権限に加えた制限は，それについて善意の第三者に対しても，対抗することができる。

ウ．一般社団法人は，代表理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

エ．理事会を設置している一般社団法人は，監事を置かなければならない。

オ．一般社団法人の理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為をするおそれがある場合において，その行為によって一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは，監事は，当該理事に対し，その行為をやめることを請求することができる。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　１

一般社団法人を押さえるのではなく，株式会社との類似性などに着目して学習しよう

肢ア　×

理事は，株式会社いうと取締役である。２人以上いる場合，権限の濫用を押さえるべく相互に監督して業務を決定すべきである。一方で，全ての理事の共同だと，監督が強すぎ活動が阻害されてしまう。したがって，過半数で決定できる。

一般社団法人法第76条第2項（参照会社法３４８条２項）

肢イ　×

善意の第三者について，対抗できない。定款は，法人の内部規約である。

内部規約の制限を当然に第三者に主張できると，第三者が害される。そこで，保護に値する善意の第三者には対応できないとしている。

イメージ，内輪の問題を，外部の人間になすりつけるのは，問題。会社法も同様の規定がある。

一般社団法人法第77条第5項（参照会社法３４９条５項）

肢ウ　○

代表理事の行為が，法人の行為となる。職務を行うについて，第三者に損害を加えた場合，法人が損害を加えたこととなる。損害を与えた責任は，法人にあるため，賠償責任を負う。

**一般社団法人法第 78 条**（参照会社法 429 条）

肢エ　○

理事会は，会社でいうと，取締役会。理事会を置くと，一般社団法人の権限が大きくなる。株式会社と同様。その結果，濫用の恐れがあるので，監事が必置になる。株式会社いう，監査役。よって，正しい。

視点：会社法では，公開でない株式会社では，会計参与を置いて，監査役を行いこともできる。一方で，一般社団法人は，監事が必要である。これは，一般社団法人の場合，営利目的でない活動が行われているか業務監査を行う必要があるためと考えられる。

一般社団法人法第 61 条（会社法３２７条３項）

肢オ　○

監事は，監査役の役割。監事は，業務監査のうち，法令監査を行う。目的の範囲外の活動は，法令違反。基本的には，監査は，基本的には報告義務となる（100 条，102 条）。ただ，本件のように，報告だけでは間に合わない恐れがある。そこで，著しい損害が生じる恐れがある場合に例外的に，差止め権限（監督権）を認めている。

一般社団法人法第 103 条（参照会社法３８５条）

## 令和８－２

物に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№２］）

ア．物の所有者が，その物の常用に供するため，他人の所有に属する他の物をこれに附属させたときは，その附属させた物は，従物となる。

イ．主物に抵当権を設定する際に，当事者が従物に抵当権の効力を及ぼさない旨の合意をしたときは，抵当権は，その従物に及ばない。

ウ．天然果実は，その元物から分離する時に，これを収取する権利を有する者に帰属する。

エ．未分離の天然果実は，明認方法を施しても，独立の物として取引の対象とすることができない。

オ．法定果実は，これを収取する権利の存続期間に応じて，日割計算によって取得する。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　１

肢ア　×

従物になるときは，所有権が同じでないといけない。他人の所有権が害されてしまう。

８７条１項

肢イ　○

３７０条ただし書

原則は，従物も交換価値に含まれるので，抵当権の対象となる。付加一体物。

しかし，従物を不動産と別の運用にあてたいニーズなどもある。

そこで，約定で取り除ける必要性がある。法律も，当事者のニーズに合わせる形で，法定されている。登記がされれば，第三者の取引の安全も図られる。

肢ウ　○

８９条１項

天然果実は収受の時にうつる。木と果実がくっついた状態で，権利関係をバラバラにすると，管理の問題がでてくる。取引をしやすいようにする必要がある。果実に対して，権利者がいる場合（小作人など）は，分離したい際に取得できれば，保護として十分と思われる。

肢エ　×

８９条１項，天然果実が収受とのきまで分離しない。したがって，未分離のままでは移転できないのではないか。不都合，収受前でも，処分したいというニーズもある。

取引を認める必要あり，８９条１項は，取引安全に配慮した規定。

そこで，安全さえ確保できていれば，認めてもよい。

明認方法を使えば，取引の安全の問題もクリアにできるので，未分離のままで，取引の対象とすることも許容される。

細かいこと分からなくても，社会の必要性が先という理解が必要。

肢オ　○

８９条２項

日割り計算。公平の見地から，取得させるべき。

## 令和８－３

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№３］）

ア．ＡがＢの詐欺によりＢに対し甲建物を贈与した場合において，Ａが詐欺による意思表示の取消しをする前に，詐欺の事実を過失なく知らなかったＣが甲建物についてＢから抵当権の設定を受けたときは，Ａは，その意思表示を取り消すことができない。

イ．意思表示が，これに対応する意思を欠く錯誤に基づくものであり，かつ，その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合において，その錯誤が表意者の重大な過失によるものであったときは，相手方が表意者に錯誤があることを知り，又は重大な過失により知らなかったときに限り，表意者は，その意思表示を取り消すことができる。

ウ．Ａが，契約を解除する旨の意思表示の通知をＢに発した後に意思能力を喪失した場合であっても，その通知がＢに到達したときは，その意思表示は，効力を生ずる。

エ．表意者が強迫による意思表示を取り消すためには，強迫者に，強迫行為によって表意者に畏怖を生じさせる故意と，その畏怖により表意者に意思表示をさせる故意とが必要である。

オ．ＡとＢとが通謀し，ＡがＡ所有の甲土地をＢに売る旨を仮装し，ＡからＢへの所有権移転登記がされた後，Ｂが甲土地上に乙建物を建築し，乙建物をＣに賃貸した場合において，Ｃがその賃貸借契約を締結した際にＡＢ間の売買が仮装されたものであることを知らなかったときは，Ａは，Ｃに対し，その売買の意思表示の無効を対抗することができない。

１．ア　イ　　２．ア　エ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．ウ　オ

正解　４

肢ア　×

９６条３項，取消前に善意無過失の第三者がいても，本人は，詐欺した相手方に対しては取消せる。

仮に取消せないと，詐欺をした相手が第三者を巻き込めば利益をとれることとなり，問題である。第三者の保護は，取消を対抗できないとすればよい。

なお，A が権利保全するには，B が，勝手に A のものを使ってかりたものを不当利得等で回収して，C に弁済を行う必要がある。

肢イ　×

９５条３項１号だけではなく，３項２号，共通錯誤の場合でも取り消せる。

例えば，意図しない取引を間違えてしてしまう可能性もある。他人のものなのに，自分のものと勘違いして売却してしまったケースなどを想定する。

目的物が他人のところにある場合，売り手には，物権もない以上，一切，権利を取得しない。しかし，債権的には有効，追奪担保責任を重過失の売り手に意図せず発生してしまう。そのときに，相手方に，取引の安全上，保護に値しない事情，知っている，重過失を

立証できればいいのだが，相手が知らを切った場合に，重過失の売り手が，不利益を被る恐れが出てくる。およそ，達成の見込みがない，追奪担保責任を負わされ，賠償責任が発生してしまう恐れがある。それを防ぐため，２号を使う。

重過失の売り手と責任の大きさのバランスが失するケースが想定される。
相手も表意者の重過失に乗じて，過大な責任を追及できるのは，公平の見地から見て問題である。

肢ウ　○
９７条３項。

到達主義，効力発生時，到達時に発生しなければ無効とも。
しかし，無効にしてしまうと最後の意思表示が無に帰してしまう。
発信した時には意思があった。保護すべき，解除は有効。

５２６条との比較，申込みの場合に有効としてしまうと，相手方の承諾しだいで，意思能力がなくなったあとの効果が本人に帰属してしまう。
一方で，事情がわからない相手の期待もある。そこで調整規定がある。

解除の場合は，法律行為が終了するので，修正の問題は生じない。

肢エ　○
大判昭 11.11.21

強迫として，取り扱われるには，表意者が強迫による意思表示を取り消すためには，強迫者に，強迫行為によって表意者に畏怖を生じさせる故意と，その畏怖により表意者に意思表示をさせる故意とが必要である。

強迫の場合，表意者の保護の要請から第三者保護規定はない。取引安全への問題が生じてしまう。濫用されると，問題。勝手に畏怖した主張して，契約をひっくり返してしまうおそれあり。したがって，第三者を犠牲にしてまで，本人を保護できる場面を限定する。

実際に，交渉術の延長もあるので，強迫にあたる場面を絞る必要がある。

肢オ　×

最判昭 57.6.8

A の外観と C の信じた外観が一致しないと第三者にあたらない。

確かに，文理上は第三者とも思えるが，仮にあたるとすると，本人が作出した通謀の行為から，重い責任を負ってしまうことになる。

B の行為が介在して，発生したものまで，負うのは A の負担が大きい。

（実際, A の土地の価格と C の賃料の価値が違うことをイメージすると合点がいきやすい。）

したがって，第三者として，本人を犠牲にして保護されるには，本人に帰責できる事情が必要。94 条 2 項の趣旨，権利外観。①虚偽の外観，②本人の帰責性③外観に対する信頼。

これの関係があって保護される。

本件の場合，ズレがあるので，９４条２項の第三者に C はあたらない。A は無効主張可。